

# 兵庫県公報

平成22年10月29日 金曜日 第 2231 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（障害福祉課）	1
○ 指定相談支援事業者の指定（同）	9
○ 指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の変更の届出（同）	9
○ 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（同）	12
○ 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	14
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	14
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	14
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	14
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	15
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（同）	16
○ 平成9年兵庫県告示第575号の4（屋外広告物条例の規定に基づく知事の定める基準）の一部改正（同）	16
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（都市計画課）	17
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	18
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	19
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告（県立がんセンター）	19
<b>収用委員会告示</b>	
○ 収用の裁決手続開始決定	24
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（県立香住高等学校）	27
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	29

## 告 示

### 兵庫県告示第1087号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設として、次のとおり指定した。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 指定障害福祉サービス事業者

##### (i) 居宅介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社オレンジケア	神戸市東灘区本山中町2丁目6-25	有限会社オレンジケア	神戸市東灘区本山中町2丁目6-25	平成21年6月1日

株式会社C&C	同 市長田区上池田3丁目9-16	よつ葉ケアサービス	同 市灘区城内通5丁目2-1 谷口ビル4F	同 年4月1日
セブンウェイブ合同会社	同 市中央区諏訪山町1-16	ななみ	同 市中央区諏訪山町1-16 1F西側	同
特定非営利活動法人Angel's Ark with Mary sweet heart	同 市同 区日暮通3丁目2-5 日暮パークハイツ101	エンジェルズアーク	同 市同 区日暮通3丁目2-5 日暮パークハイツ101	同
有限会社花鳳	同 市須磨区妙法寺字上野路1061-28	有限会社花鳳ヘルパーステーションウィング	同 市須磨区妙法寺字上野路1065-7-2F	同
株式会社庵	同 市垂水区青山台4丁目8-18 森ビル1F	いおりケアステーション	同 市垂水区青山台4丁目8-18 森ビル1F	平成21年5月1日
有限会社光和物産	同 市同 区山手5丁目6-5	ケアサポートつくし	同 市同 区名谷町字入野783 イリノハイツ201号	同
株式会社敬愛	姫路市大津区長松323-4	ヘルパーステーション敬愛	姫路市大津区長松323-4	平成21年6月1日
有限会社ゆう・ケアサービス	尼崎市大庄西町2丁目11-17	有限会社ゆう・ケアサービス	尼崎市大島3丁目8-15	同 年4月1日
有限会社五十鈴	同 市水堂町3丁目2-11-401	ケアステーションいろは	同 市南武庫之荘2丁目6-5 千葉ビル3F	同 年5月1日
株式会社共栄	同 市南塚口町8丁目8-25-201	ライフケアキョウエイ	同 市南塚口町8丁目8-25-201	同 月15日
株式会社TUBES	同 市西昆陽2丁目38-26	ヘルパーステーションなぎさ	同 市西昆陽2丁目38-26	平成21年6月1日
株式会社N. S	同 市東難波町4-17-4-8	介護センタースィング	同 市東難波町4-17-4-8	同
医療法人社団せいゆう会	明石市大久保町大窪字2520	神明病院ホームヘルプステーション	明石市大久保町大窪2520-1	平成21年6月15日
特定非営利活動法人ハートフル	西宮市柳本町8-15	さぼーとくらぶ紡	西宮市越水町2-7 越水ビル3F	同 年4月1日
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	五色障害者居宅介護事業所	洲本市五色町都志大日707	同
株式会社レモン	芦屋市茶屋之町12-14 オルフェ芦屋102	訪問介護ステーションレモン	芦屋市茶屋之町12-14 オルフェ芦屋102	平成21年6月1日
特定非営利活動法人でかけ隊	豊岡市小田井町8-6	ヘルパーステーションおーる	豊岡市小田井町8-6	同 年4月1日
株式会社こうのとり介護サービス	同 市竹野町松本71-3	株式会社こうのとり介護サービス	同 市高屋179 コムフォート但馬105	同 年6月15日
有限会社ことぶき介護サービス	たつの市龍野町堂本449-15	有限会社ことぶき介護サービス	たつの市龍野町堂本449-15	同 年5月15日

## (2) 重度訪問介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社オレンジケア	神戸市東灘区本山中町2丁目6-25	有限会社オレンジケア	神戸市東灘区本山中町2丁目6-25	平成21年6月1日
株式会社C&C	同 市長田区上池田3丁目9-16	よつ葉ケアサービス	同 市灘区城内通5丁目2-1 谷口ビル4F	同 年4月1日
セブンウェイブ合同会社	同 市中央区諏訪山町1-16	ななみ	同 市中央区諏訪山町1-16 1F西側	同

特定非営利活動法人Angel's ark with Mary sweet heart	同 市同 区日暮通3丁目2-5 日暮パークハイツ101	エンジェルズアーク	同 市同 区日暮通3丁目2-5 日暮パークハイツ101	同
有限会社花鳳	同 市須磨区妙法寺字上野路1061-28	有限会社花鳳ヘルパーステーションウイング	同 市須磨区妙法寺字上野路1065-7-2F	同
株式会社庵	同 市垂水区青山台4丁目8-18 森ビル1F	いおりケアステーション	同 市垂水区青山台4丁目8-18 森ビル1F	平成21年5月1日
有限会社光和物産	同 市同 区山手5丁目6-5	ケアサポートつくし	同 市同 区名谷町字入野783 イリノハイツ201号	同
有限会社ゆう・ケアサービス	尼崎市大庄西町2丁目11-17	有限会社ゆう・ケアサービス	尼崎市大島3丁目8-15	平成21年4月1日
有限会社五十鈴	同 市水堂町3丁目2-11-401	ケアステーションいろは	同 市南武庫之荘2丁目6-5 千葉ビル3F	同 年5月1日
株式会社共栄	同 市南塚口町8丁目8-25-201	ライフケアキョウエイ	同 市南塚口町8丁目8-25-201	同 月15日
株式会社TUBES	同 市西昆陽2丁目38-26	ヘルパーステーションなぎさ	同 市西昆陽2丁目38-26	平成21年6月1日
株式会社N. S	同 市東難波町4-17-4-8	介護センタースィング	同 市東難波町4-17-4-8	同
医療法人社団せいゆう会	明石市大久保町大窪字2520	神明病院ホームヘルプステーション	明石市大久保町大窪2525-1	平成21年6月15日
特定非営利活動法人ハートフル	西宮市柳本町8-15	さぼーとくらぶ紡	西宮市越水町2-7 越水ビル3F	同 年4月1日
株式会社レモン	芦屋市茶屋之町12-14 オルフェ芦屋102	訪問介護ステーションレモン	芦屋市茶屋之町12-14 オルフェ芦屋102	同 年6月1日
特定非営利活動法人でかけ隊	豊岡市小田井町8-6	ヘルパーステーションおーる	豊岡市小田井町8-6	同 年4月1日
株式会社こうのとり介護サービス	同 市竹野町松本71-3	株式会社こうのとり介護サービス	同 市高屋179 コムフォート但馬105	同 年6月15日
有限会社ことぶき介護サービス	たつの市龍野町堂本449-15	有限会社ことぶき介護サービス	たつの市龍野町堂本449-15	同 年5月15日

(3) 行動援護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市安田三丁目1 姫路市自治福祉会館内	支援センターふくっこ	姫路市安田三丁目1 姫路市自治福祉会館内	平成21年6月1日
株式会社openspaceとも	伊丹市瑞原2丁目57番地1-105号	openspaceとも	伊丹市中野北3丁目3-3 カーサ中野P1-102号	同 年5月1日

(4) 生活介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人にじのかけ橋	神戸市東灘区御影中町8-3-14	多機能型生活介護・就労継続支援B型「にじのかけ橋」	神戸市東灘区御影中町8-3-14	平成21年4月1日
特定非営利活動法人飛行船	同 市灘区下河原通4丁目2-15	飛行船	同 市灘区下河原通4丁目2-15	同

社会福祉法人新緑福祉会	同 市西区玉津町水谷字セリ谷400-73	神戸市立ワークセンターいわや	同 市同区岩屋北町6丁目1-4 神戸市立東部在宅障害者福祉センター内	同
社会福祉法人えんぴつの家	同 市中央区南本町通5丁目2-21	神戸市立自立センターあづま	同 市中央区吾妻通4丁目1-6	同
社会福祉法人神戸光有会	同 市兵庫区夢野町4-3-13	アルブル夢野	同 市兵庫区夢野町4-3-13	同
社会福祉法人新緑福祉会	同 市西区玉津町水谷字セリ谷400-73	グリーンホーム平成	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1	同
社会福祉法人みくら	同 市長田区菅原通7-36	ワークフレンズみくら作業所	同 市長田区菅原通7-36	同
神戸市	同 市中央区加納町6丁目5-1	神戸市立さざんか療護園	同 市西区玉津町水谷字セリ谷397-5	同
社会福祉法人よい子の広場福祉会	姫路市書写634-198	書写ひまわりホーム	姫路市書写634-50	同
特定非営利法人姫路自立生活支援センター	同 市白国1丁目2-15 コーポあまの2-1-2	CILひめじりぶるす	同 市白国1丁目2-15 コーポあまの2-1-2	同
社会福祉法人福成会	尼崎市塚口本町6丁目12-15	サポートセンターまつば	尼崎市昭和通1丁目11-1	同
社会福祉法人輝福祉会	同 市蓬川町302-19	明倫の郷	同 市蓬川町302-19	同
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	多機能型事業所あゆみの部屋	洲本市五色町鮎原小山田510-7	同
同 上	同 上	多機能型事業所コスモス	同 市池内1248-1	同
特定非営利活動法人でかけ隊	豊岡市小田井町8-6	やすら樹	豊岡市小田井町8-6	同
社会福祉法人加古川はぐるま福祉会	加古川市山手1丁目11-10	加古川生活介護センター	加古川市山手1丁目11-10	同
社会福祉法人博由社	明石市大久保町大窪字高岡2573-16	ハビネスさつま	同 市志方町大澤字中谷847-35	同
社会福祉法人加古川つつじの家福祉会	加古川市加古川町中津691-4	つつじの家ほっとスペース	同 市平荘町山角94-1	同
社会福祉法人宝塚さざんか福祉会	宝塚市安倉西3丁目1-5	宝塚さざんかの家	宝塚市安倉西3丁目1-5	同
同 上	同 上	宝塚あしたば園	同 市安倉西3丁目1-7	同
同 上	同 上	宝塚けやきの里	同 市安倉西4丁目1-1	同
同 上	同 上	ワークプラザ宝塚	同 市口谷東3丁目28	同
同 上	同 上	宝塚めふプラザ	同 市売布東の町12-17 プラザコム2	同
社会福祉法人三木市社会福祉協議会	三木市大塚1丁目6-40	障害者総合支援センターはばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	同
社会福祉法人正心会	川西市丸山台3丁目5-6	ハビネス川西作業所	川西市加茂3丁目13-26	同
特定非営利活動法人こずもす	小野市広渡町589-1	コスモスの里	小野市広渡町589-2	同
社会福祉法人風	三田市大原字梅ノ木1546-5	三田わくわく村大原事業所	三田市大原字梅ノ木1546-5	同
社会福祉法人わかたけ福祉会	篠山市沢田120-3	多機能型障害者事業所ふれあいセンター	篠山市東沢田240-1	同
特定非営利活動法人ぶったあ福祉会	淡路市岩屋165-4	障害者支援センター・ぶったあ	淡路市岩屋165-4	同

## (5) 児童デイサービス

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人福祉ネット寿	神戸市灘区楠丘町2丁目1-12	寿ふくろうの家	神戸市灘区楠丘町2丁目1-12	平成21年4月1日
社会福祉法人三田谷治療教育院	芦屋市楠町16-5	明石市立児童デイサービスきらきら	明石市二見町東二見1836-1	同
特定非営利活動法人輪っ子	西宮市大井手町2-7-301	児童デイサービスさくらっこ園	西宮市大井手町2-7-301	同
丹波市	丹波市氷上町成松字甲賀1	丹波市児童デイサービス事業所もみじ	丹波市春日町黒井1519-1 丹波市立こども発達支援センター内	同

## (6) 短期入所

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5-1	神戸市立さざんか療護園	神戸市西区玉津町水谷字セリ谷397-5	平成21年4月1日
特定非営利活動法人ゆうネット	西宮市津門呉羽町7-7	ホーム遊	尼崎市水堂町2丁目19-20	同
社会福祉法人さつき福祉会	養父市大屋町宮垣224-67	さつきホーム	養父市大屋町大屋市場54	同

## (7) 共同生活介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あおぞら	神戸市西区神出町勝成字野口16-8	ケアホームたけはし	神戸市西区玉津町小山561-19	平成21年4月1日
特定非営利活動法人ヴィ・リアル生活支援センター	尼崎市武庫之荘1丁目16-8-201	特定非営利活動法人ヴィ・リアル生活支援センター	尼崎市武庫之荘8丁目13-4-102	同
社会福祉法人一羊会	西宮市西宮浜3丁目14	地域生活支援センター「ジョイント」ホーム事業部Ⅲ	西宮市今津大東町4-4	同
社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	淡路市志筑1424	淡路市社会福祉協議会ケアホーム	淡路市中田69-1	同

## (8) 自立訓練

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ボレロ	神戸市灘区灘北通3-2-8	ボレロ	神戸市灘区灘北通3-2-8	平成21年4月1日
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	同 市西区曙町1070	兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター障害者支援施設自立生活訓練センター	同 市西区曙町1070	同
社会福祉法人かがやき神戸	同 市同区榎谷町長谷字渋谷83-26	多機能型ミニなでしこ	同 市同区平野町福中22-1	平成21年5月1日
社会福祉法人福成会	尼崎市塚口本町6丁目12-15	サポートセンターまつば	尼崎市昭和通1丁目11-1	同 年4月1日
社会福祉法人輝福祉会	同 市蓬川町302-19	明倫の郷	同 市蓬川町302-19	同
社会福祉法人福成会	同 市塚口本町6丁目12-15	チャレンジ・コヤリバ	同 市名神町2-1-12	同
特定非営利活動法人えびす	たつの市龍野町堂本30-6	障害者福祉サービス事業所えびす	たつの市龍野町堂本30-6	同

社会福祉法人宝塚さざんか福祉会	宝塚市安倉西3丁目1-5	宝塚さざんかの家	宝塚市安倉西3丁目1-5	同
同 上	同 上	宝塚あしたば園	同 市安倉西3丁目1-7	同
社会福祉法人三木市社会福祉協議会	三木市大塚1丁目6-40	障害者総合支援センターはばたきの丘	三木市志染町青山1丁目25	同
社会福祉法人風	三田市大原字梅ノ木1546-5	三田わくわく村大原事業所	三田市大原字梅ノ木1546-5	同

## (9) 就労移行支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人くぬぎ	西宮市鳴尾町2丁目5-20	きらら	西宮市鳴尾町2丁目5-20	平成21年4月1日
社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	伊丹市広畑3丁目1	伊丹東有岡ワークハウス	伊丹市東有岡4丁目29	同
社会福祉法人宝塚さざんか福祉会	宝塚市安倉西3丁目1-5	宝塚けやきの里	宝塚市安倉西4丁目1-1	同
同 上	同 上	ワークプラザ宝塚	同 市口谷東3丁目28	同
社会福祉法人正心会	川西市丸山台3丁目5-6	ハビネス川西作業所	川西市加茂3丁目13-26	同
社会福祉法人風	三田市大原字梅ノ木1546-5	三田わくわく村志手原事業所	三田市志手原字横尾1321-1	同
社会福祉法人わかたけ福祉会	篠山市沢田120-3	多機能型障害者事業所ふれあいセンター	篠山市東沢田240-1	同

## (10) 就労継続支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人にじのかけ橋	神戸市東灘区御影中町8-3-14	多機能型生活介護・就労継続支援B型「にじのかけ橋」	神戸市東灘区御影中町8-3-14	平成21年4月1日
社会福祉法人新緑福祉会	同 市西区玉津町水谷字セリ谷400-73	神戸市立ワークセンターいわや	同 市灘区岩屋北町6丁目1-4 神戸市立東部在宅障害者福祉センター内	同
特定非営利活動法人神戸あすなろの会	同 市灘区大和町3丁目3-10	神戸あすなろの会	同 市同区大和町3丁目3-10	同
特定非営利活動法人ボレロ	同 市同区灘北通3-2-8	ボレロ	同 市同区灘北通3-2-8	同
特定非営利活動法人神戸アイライト協会	同 市中央区神若通5-3-26 中山記念会館内神戸ライトセンター	ITハンドファーム	同 市中央区神若通5-3-26 中山記念会館内神戸ライトセンター	同
特定非営利活動法人ドリーム&YUME作業所	同 市兵庫区湊川町2丁目3-1	コーヒーハウスYUME	同 市兵庫区湊川町3丁目5-6	平成21年6月1日
社会福祉法人かがやき神戸	同 市西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	ぐりいと	同 市北区谷上東町7-6	同 年4月1日
社会福祉法人上野丘さつき会	同 市北区淡河町東畑75	上野丘更生寮	同 市同区淡河町東畑75	同
特定非営利活動法人ひやしんす	同 市同区山田町上谷上字古々山29-221	ほっとステーションぼてと	同 市同区山田町上谷上字古々山29-221	平成21年6月1日
社会福祉法人シャローム福祉会	同 市長田区五番町1丁目5-1	シャローム	同 市長田区五番町1丁目5-1	同 年4月1日

社会福祉法人くすのき会	同 市北区山田町藍那瀬戸2-4	ワークステーション細田	同 市同 区細田町6-1-1	同
特定非営利活動法人ネットワークながた	同 市長田区川西通5-10-1	個性の作業所七つの海	同 市同 区川西通5-10-1	同
社会福祉法人セイコー会	同 市同 区长田町2丁目1-19	セイコー自立援護センター	同 市同 区长田町2丁目1-19	同
特定非営利活動法人工房・彩	同 市垂水区神陵台2丁目3-3-301	特定非営利活動法人工房・彩	同 市垂水区神陵台2丁目3-3-301	同
NPO法人Present Garden to	同 市同 区南多聞台1-5-11	NPO法人Present Garden to	同 市同 区南多聞台1-5-11	同
社会福祉法人かがやき神戸	同 市西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	多機能型ミニなでしこ	同 市西区平野町福中22-1	平成21年5月1日
社会福祉法人よい子の広場福祉会	姫路市書写634-198	書写ひまわりホーム	姫路市書写634-50	同 年4月1日
特定非営利法人姫路自立生活支援センター	同 市白国1丁目2-15コーボあまの2-1-2	CILひめじりぶるす	同 市白国1丁目2-15コーボあまの2-1-2	同
NPO法人はりま福祉会	同 市保城663-4	作業所はりまっ子	同 市本町68 家老屋敷便益施設A-2	同
特定非営利活動法人余部くすの木工房	同 市余部区下余部475-1	余部くすの木工房	同 市余部区下余部475-1	同
特定非営利活動法人やじろべえ	尼崎市食満7-19-8	ぐる〜りあ	尼崎市食満7-19-8	同
社会福祉法人輝福祉会	同 市蓬川町302-19	明倫の郷	同 市蓬川町302-19	同
特定非営利活動法人ハートフル	西宮市柳本町8-15	手づくり工房ふるふる	西宮市森下町11-22	同
特定非営利活動法人くぬぎ	同 市鳴尾町2丁目5-20	きらら	同 市鳴尾町2丁目5-20	同
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	多機能型事業所あゆみの部屋	洲本市五色町鮎原小山田510-7	同
同 上	同 上	多機能型事業所コスモス	同 市池内1248-1	同
社会福祉法人芦屋なかよし福祉会	芦屋市春日町3-2	なかよし工房	芦屋市春日町3-2	同
社会福祉法人いたみ杉の子	伊丹市鴻池1-10-15	ゆうゆう	伊丹市鴻池1-10-7	同
特定非営利活動法人I C C C	同 市寺本1丁目114	どりー夢共同作業所	同 市寺本1丁目114	同
社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	同 市広畑3丁目1	伊丹東有岡ワークハウス	同 市東有岡4丁目29	同
社会福祉法人みどり福祉会	相生市若狭野町雨内800-141	就労継続支援事業所グリーン	相生市若狭野町入野554-1	同
特定非営利活動法人でかけ隊	豊岡市小田井町8-6	やすら樹	豊岡市小田井町8-6	同
特定非営利活動法人わかば福祉会	加古川市尾上町養田351-4	わかば学園	加古川市尾上町養田351-4	同
社会福祉法人加古川つつじの家福祉会	同 市加古川町中津691-4	つつじの家ゆうゆうスペース	同 市平荘町山角94-1	同
特定非営利活動法人サポートセンター木立	同 市米田町船頭514-24	ヘルシー弁当木立製造部	同 市米田町船頭514-24	同
同 上	同 上	ヘルシー弁当木立惣菜部	同 上	同
エコミュ株式会社	宝塚市小林2丁目12-25-113号	エコミュガーデン	宝塚市小林2丁目12-28	同

社会福祉法人三木市社会福祉協議会	三木市大塚 1 丁目 6 - 40	障害者総合支援センターはばたきの丘	三木市志染町青山 1 丁目 25	同
社会福祉法人正心会	川西市丸山台 3 丁目 5 - 6	ハビネス川西作業所	川西市加茂 3 丁目 13 - 26	同
社会福祉法人風	三田市大原字梅ノ木 1546 - 5	三田わくわく村志手原事業所	三田市志手原字横尾 1321 - 1	同
社会福祉法人光耀会	同 市沢谷字才谷 557	スクラム	同 市中内神 427	平成21年 5 月 1 日
社会福祉法人わかたけ福祉会	篠山市沢田 120 - 3	多機能型障害者事業所ふれあいセンター	篠山市東沢田 240 - 1	同 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人ぶったあ福祉会	淡路市岩屋 165 - 4	障害者支援センター・ぶったあ	淡路市岩屋 165 - 4	同
社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	同 市志筑 1424	ひまわり作業所	同 市久留麻 1866	同
同 上	同 上	あいあい作業所	同 市郡家 392 - 1	同
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	加古郡播磨町南大中 1 丁目 8 - 41	ゆうあい園	加古郡播磨町南野添 1 丁目 23 - 7	同

(ii) 共同生活援助

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人恵愛園	西宮市山口町名来 1076 - 1	恵愛園姫路ケアホーム	姫路市三条町 2 丁目 35	平成21年 4 月 1 日
特定非営利活動法人ヴィ・リアル生活支援センター	尼崎市武庫之荘 1 丁目 16 - 8 - 201	特定非営利活動法人ヴィ・リアル生活支援センター	尼崎市武庫之荘 8 丁目 13 - 4 - 102	同
社会福祉法人一羊会	西宮市西宮浜 3 丁目 14	地域生活支援センター「ジョイント」ホーム事業部Ⅲ	西宮市今津大東町 4 - 4	同
社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	淡路市志筑 1424	淡路市社会福祉協議会ケアホーム	淡路市中田 69 - 1	同

2 指定障害者支援施設

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービス種類	指定年月日
社会福祉法人恵泉寮	神戸市北区若葉台 1 丁目 1 - 6	清心ホーム	神戸市北区若葉台 1 丁目 1 - 6	生活介護、施設入所支援	平成21年 4 月 1 日
社会福祉法人緑水会	同 市同区有野町二郎字竈谷 898 - 10	障害者支援施設二郎苑	同 市同区有野町二郎字竈谷 898 - 10	同 上	同
社会福祉法人北須磨保育センター	同 市須磨区友が丘 3 丁目 107	こんにちは友が丘	同 市須磨区友が丘 3 丁目 126	同 上	同
神戸市	同 市中央区加納町 6 丁目 5 - 1	神戸市立さざんか療護園	同 市西区玉津町水谷字セリ谷 397 - 5	施設入所支援	同
社会福祉法人愛光社会福祉事業協会	姫路市打越 1100	三愛園	姫路市打越 1340 - 6	生活介護、施設入所支援	同
社会福祉法人円勝会	たつの市誉田町福田 780 - 3	西はりまナーシングヴィラ	たつの市誉田町福田 780 - 3	同 上	同
同 上	同 上	西はりまリハビリテーションセンター	同 上	生活介護、施設入所支援、自立訓練	同
社会福祉法人宝塚さざんか福祉会	宝塚市安倉西 3 丁目 1 - 5	いきいき宝夢	宝塚市口谷東 3 丁目 30 - 3	生活介護、施設入所支援	同



社会福祉法人のじぎく福祉会	加古川市平岡町二俣762-10	自立支援センターむさしの里身体障害者生活介護事業所	高砂市北浜町西浜751-1	施設入所支援	同
社会福祉法人愛心福祉会	赤穂郡上郡町山野里2749-35	愛心園	赤穂郡上郡町山野里2749-35	生活介護、施設入所支援	同
社会福祉法人佐用福祉会	佐用郡佐用町佐用1506	いちよう園	佐用郡佐用町佐用1506	同 上	同



**兵庫県告示第1088号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項に規定する指定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人えんじえる会	姫路市大津区天満984-1	地域活動支援センターえんじえる	姫路市大津区天満984-1	平成21年4月1日
社会福祉法人阪神福祉事業団	西宮市山口町下山口1650-26	ななくさ新生園	西宮市山口町下山口1650-35	同
有限会社しえあーど	伊丹市鴻池1丁目8-20-101号	有限会社しえあーど	伊丹市鴻池1丁目8-20-101号	同
社会福祉法人丹波市社会福祉協議会	丹波市氷上町常楽209-1	丹波市社会福祉協議会相談支援事業所	丹波市氷上町常楽209-1	平成21年6月1日



**兵庫県告示第1089号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者から、次のとおり変更の届出があった。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定障害福祉サービス事業者

(1) 居宅介護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
株式会社ユニ介護 神戸市兵庫区駅南通4丁目1-32	ユニ介護センター 神戸市兵庫区駅南通4丁目1-32	事業所所在地	神戸市兵庫区駅前通2丁目1-28	平成21年5月1日
			神戸市兵庫区駅南通4丁目1-32	
特定非営利活動法人ライフサポートはりま 姫路市飾磨区三宅1丁目76	I Lはりま 姫路市飾磨区三宅1丁目76	事業所名称	NPO法人ライフサポートはりま	同
			I Lはりま	
有限会社アットホームなかしま 尼崎市上ノ島町2丁目25-15	有限会社アットホームなかしま 尼崎市上ノ島町2丁目25-15	事業所所在地	尼崎市富松町1丁目34-1-107	平成21年4月1日
			尼崎市上ノ島町2丁目25-15	

有限会社クレイン 尼崎市上ノ島町1-21-18	クレイン介護センター訪問 介護事業所 尼崎市立花町2-12-7	事業所所在地	尼崎市立花町2-6-23 尼崎市立花町2-12-7	同
株式会社介護クラブ 西宮市甲子園五番町14-29	株式会社介護クラブ 西宮市甲子園五番町14-29	事業所所在地	西宮市今津山中町10-25 西宮市甲子園五番町14-29	同
キングベルホープ株式会社 西宮市甲子園五番町11-1	キングベルホープ株式会社 福祉事業部 西宮市甲子園五番町11-1	事業所名称	キングベルホープ有限会社 福祉事業部 キングベルホープ株式会社 福祉事業部	平成21年4月28日
洲本市 洲本市本町3丁目4-10	洲本市訪問介護事業所 洲本市山手2丁目2-26 洲本市総合福祉館内	事業所所在地	洲本市港2-26 洲本市健 康福祉館内 洲本市山手2丁目2-26 洲本市総合福祉館内	同 月1日
有限会社あすなろ 伊丹市東野8丁目10-1	介護支援センターあすなろ 伊丹市昆陽6丁目45	事業所所在地	伊丹市御願塚1丁目4-21 伊丹市昆陽6丁目45	同
財団法人西脇市保健福祉公 社 西脇市郷瀬町666-5	財団法人西脇市保健福祉公 社訪問介護事業所 西脇市郷瀬町666-5	事業所所在地	西脇市和田町733-1 西脇市郷瀬町666-5	平成21年5月27日

(2) 重度訪問介護

申請（開設）者の名称及び 主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の 所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
株式会社ユニ介護 神戸市兵庫区駅南通4丁目 1-32	ユニ介護センター 神戸市兵庫区駅南通4丁目 1-32	事業所所在地	神戸市兵庫区駅前通2丁目 1-28 神戸市兵庫区駅南通4丁目 1-32	平成21年5月1日
特定非営利活動法人ライフ サポートはりま 姫路市飾磨区三宅1丁目76	ILはりま 姫路市飾磨区三宅1丁目76	事業所名称	NPO法人ライフサポート はりま ILはりま	同
有限会社アットホームなか しま 尼崎市上ノ島町2丁目25- 15	有限会社アットホームなか しま 尼崎市上ノ島町2丁目25- 15	事業所所在地	尼崎市富松町1丁目34-1 -107 尼崎市上ノ島町2丁目25- 15	平成21年4月1日
有限会社クレイン 尼崎市上ノ島町1-21-18	クレイン介護センター訪問 介護事業所 尼崎市立花町2-12-7	事業所所在地	尼崎市立花町2-6-23 尼崎市立花町2-12-7	同
株式会社介護クラブ 西宮市甲子園五番町14-29	株式会社介護クラブ 西宮市甲子園五番町14-29	事業所所在地	西宮市今津山中町10-25 西宮市甲子園五番町14-29	同
キングベルホープ株式会社 西宮市甲子園五番町11-1	キングベルホープ株式会社 福祉事業部 西宮市甲子園五番町11-1	事業所名称	キングベルホープ有限会社 福祉事業部 キングベルホープ株式会社 福祉事業部	平成21年4月28日
洲本市 洲本市本町3丁目4-10	洲本市訪問介護事業所 洲本市山手2丁目2-26 洲本市総合福祉館内	事業所所在地	洲本市港2-26 洲本市健 康福祉館内 洲本市山手2丁目2-26 洲本市総合福祉館内	同 月1日
有限会社あすなろ 伊丹市東野8丁目10-1	介護支援センターあすなろ 伊丹市昆陽6丁目45	事業所所在地	伊丹市御願塚1丁目4-21 伊丹市昆陽6丁目45	同

財団法人西脇市保健福祉公社 西脇市郷瀬町666-5	財団法人西脇市保健福祉公社訪問介護事業所 西脇市郷瀬町666-5	事業所所在地	西脇市和田町733-1 西脇市郷瀬町666-5	平成21年5月27日
------------------------------	-------------------------------------	--------	----------------------------	------------

(3) 生活介護

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人ひびき福祉会 姫路市飾東町庄227	ひびきdeほっと 姫路市飾東町庄227	事業所名称	ほっと風船 ひびきdeほっと	平成21年5月1日
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町1070	兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設五色精光園成人寮 洲本市五色町広石北 847	事業所名称	兵庫県立五色精光園成人寮 兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設五色精光園成人寮	同 年 4 月 1 日
同 上	出石精和園第2成人寮短期入所事業所 豊岡市出石町宮内 1031	事業所名称	兵庫県立出石精和園第2成人寮 出石精和園第2成人寮短期入所事業所	同
同 上	兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設小野起生園 小野市新部町1丁目 1320	事業所名称	兵庫県立小野起生園 兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設小野起生園	同

(4) 短期入所

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町1070	自立生活訓練センター短期入所事業所 神戸市西区曙町1070	事業所名称	兵庫県立総合リハビリテーションセンター身体障害者更生施設（自立生活訓練センター）短期入所事業所 自立生活訓練センター短期入所事業所	平成21年4月1日
社会福祉法人翠松会 伊丹市寺本6丁目150	伸幸苑障害者ショートステイ事業所 伊丹市寺本6丁目150	事業所名称	伸幸苑障害者居宅介護事業所 伸幸苑障害者ショートステイ事業所	同
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町1070	出石精和園第2成人寮短期入所事業所 豊岡市出石町宮内1031	事業所名称	兵庫県立出石精和園第2成人寮 出石精和園第2成人寮短期入所事業所	同
社会福祉法人のじぎく福祉会 加古川市平岡町二俣762-10	自立支援センターむさしの里 高砂市北浜町西浜751-1	事業所名称	自立支援センターむさしの里身体障害者短期入所事業所 自立支援センターむさしの里	同

(5) 自立訓練

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町1070	兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設三木精愛園	事業所名称	兵庫県立三木精愛園	平成21年4月1日
	三木市緑が丘町本町2丁目3		兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設三木精愛園	

(6) 就労移行支援

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町1070	兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設三木精愛園 三木市緑が丘町本町2丁目3	事業所名称	兵庫県立三木精愛園	平成21年4月1日
			兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設三木精愛園	
同 上	兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設小野起生園 小野市新部町1丁目通1320	事業所名称	兵庫県立小野起生園	同
			兵庫県社会福祉事業団障害者支援施設小野起生園	

2 指定相談支援事業者

申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更前	変更年月日
			変更後	
社会福祉法人かがやき神戸 神戸市西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	たにがみ障害者地域生活支援センター 神戸市北区谷上東町8-21シャトーノールデュールII1F	事業所所在地	神戸市北区谷上西町27-6-103	平成21年4月1日
			神戸市北区谷上東町8-21シャトーノールデュールII1F	
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 神戸市西区曙町1070	出石精和園相談支援事業所 豊岡市出石町荒木1300	事業所所在地	豊岡市出石町分212 出石精和園地域支援センター	同
			豊岡市出石町荒木1300	
社会福祉法人猪名川町社会福祉協議会 川辺郡猪名川町北田原字南山14-2 猪名川町総合福祉センター	猪名川町障害者相談支援センター 川辺郡猪名川町北田原字南山14-2 猪名川町総合福祉センター	事業所所在地	川辺郡猪名川町北田原字南山14-2 猪名川町障害者福祉センター	同
			川辺郡猪名川町北田原字南山14-2 猪名川町総合福祉センター	



兵庫県告示第1090号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 居宅介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アットホーム	尼崎市水堂町2丁目3-17	@ホーム	尼崎市七松町1丁目14-23	平成21年6月30日
株式会社ニチイケア兵庫	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター明石鳥羽	明石市鳥羽890 YKハイツ西明石北207	同 年4月30日
社会福祉法人甲山福祉センター	西宮市甲山町53	砂子療育園ヘルパーステーションつくし	西宮市武庫川町2-9	同 年6月1日

株式会社SKC	加古川市平荘町山角119-3	株式会社SKC	加古川市平荘町山角119-3	同 年4月1日
社会福祉法人太子福祉会	揖保郡太子町山田字大山664-16	みどり園	同 市平岡町土山423-9	同 年6月30日
社会福祉法人養父市社会福祉協議会	養父市八鹿町八鹿1675	養父市社会福祉協議会関宮訪問介護事業所	養父市関宮193	同 年5月31日
同 上	同 上	養父市社会福祉協議会大屋ヘルパーステーション	同 市大屋町大屋市場934	同

2 重度訪問介護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アットホーム	尼崎市水堂町2丁目3-17	@ホーム	尼崎市七松町1丁目14-23	平成21年6月30日
株式会社ニチイケア兵庫	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター明石鳥羽	明石市鳥羽890 YKハイツ西明石北207	同 年4月30日
社会福祉法人甲山福祉センター	西宮市甲山町53	砂子療育園ヘルパーステーションつくし	西宮市武庫川町2-9	同 年6月1日
株式会社SKC	加古川市平荘町山角119-3	株式会社SKC	加古川市平荘町山角119-3	同 年4月1日
社会福祉法人太子福祉会	揖保郡太子町山田字大山664-16	みどり園	同 市平岡町土山423-9	同 年6月30日
社会福祉法人養父市社会福祉協議会	養父市八鹿町八鹿1675	養父市社会福祉協議会関宮訪問介護事業所	養父市関宮193	同 年5月31日
同 上	同 上	養父市社会福祉協議会大屋ヘルパーステーション	同 市大屋町大屋市場934	同

3 行動援護

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人甲山福祉センター	西宮市甲山町53	砂子療育園ヘルパーステーションつくし	西宮市武庫川町2-9	平成21年6月1日

4 自立訓練

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ネピオン	神戸市須磨区妙法寺字蓮池366-10 ルネ須磨905	ジョイント	神戸市須磨区妙法寺字妙法寺字地子田1035-2	平成21年6月5日
社会福祉法人かがやき神戸	同 市西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	なでしこの里	同 市西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	同 年4月30日

5 就労移行支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社WEST	篠山市今田町釜屋538-2	楽園（パラダイス）篠山	篠山市今田町釜屋538-2	平成21年6月30日

6 就労継続支援

申請（開設）者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社WEST	篠山市今田町釜屋538-2	楽園（パラダイス）篠山	篠山市今田町釜屋538-2	平成21年6月30日



**兵庫県告示第1091号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**小野西土地改良区**

氏 名	住 所
井 上 保 雄	小野市葉多町598番地
岡 田 要	同 市住永町126番地の4
藤 本 仁 史	同 市敷地町854番地
藤 原 博 示	同 市古川町416番地
藤 原 茂	同 市古川町349番地
友 藤 光 郎	同 市喜多町411番地
廣 瀬 忠 昭	同 市高田町1238番地の1
大 西 清 文	同 市高田町1205番地
富 田 隆	同 市鹿野町2237番地
藤 本 昌 利	同 市敷地町903番地
中 塚 薫	同 市王子町214番地
富 田 政 巳	同 市葉多町368番地



**兵庫県告示第1092号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊岡市城崎町湯島字御茶屋ノ上1582の2
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



**兵庫県告示第1093号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成22年10月15日から同年12月28日まで
- 3 作業地域  
尼崎市戸ノ内町4丁目地区



**兵庫県告示第1094号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年11月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成22年10月29日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西新宿上郡線	赤穂郡上郡町井上字中ノ土手350番1から 同 郡同 町上郡字川向ノ四201番6まで	旧	5.0から 13.0まで	895.0	
		新	9.0から 26.0まで	858.0	一部 予定地



**兵庫県告示第1095号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩瀬宝塚線	宝塚市切畑字ヒヨ畑2番2から 同 市切畑字南宝山裏1番69まで	旧	3.0から 14.0まで	324.0	一部 予定地
		新	15.0から 41.0まで	324.0	一部 予定地



**兵庫県告示第1096号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年10月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年10月29日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久畑香呂線	姫路市香寺町香呂字佐田186番1から 同 市香寺町香呂字佐田194番2まで	旧	4.0から 6.0まで	149.0	
		新	4.0から 14.0まで	149.0	



**兵庫県告示第1097号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民局長から報告があった。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

平成22年11月17日（水）午後4時から午後5時まで

2 場所

姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎4階 401会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社三ツ星住建  
代表者氏名 西田真一  
事務所所在地 姫路市佃町9  
免許番号 兵庫県知事(6)第450562号  
免許年月日 平成19年11月30日



兵庫県告示第1098号

平成5年兵庫県告示第189号の3(屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等)の一部を次のように改正する。

この告示は、平成22年11月1日から施行し、改正後の平成5年兵庫県告示第189号の3 1の表景観地区(条例第4条第1項第1号)の款の規定(芦屋景観地区の区域に係る部分に限る。)は、平成21年7月1日から適用する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表区分の款の次に次のように加える。

景観地区(条例第4条第1項第1号)	都市計画法第8条第1項の規定により定められた景観地区のうち、次の区域 (1) 芦屋景観地区の区域 (2) 芦屋景観地区の区域外における芦屋市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域の区域	芦屋市
-------------------	--	-----

1の表風致地区(条例第4条第1項第1号)の款、淡路地域緑豊かな環境形成地域(条例第4条第1項第3号)の款及び国立公園(条例第4条第1項第7号)の款中「第23条第1項」を「第36条第1項」に改める。



兵庫県告示第1099号

平成9年兵庫県告示第575号の4(屋外広告物条例の規定に基づく知事の定める基準)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

2の(1)を次のように改める。

(i) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物等であること。

- (7) 大規模小売店舗立地法(平成10年6月3日法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (i) 消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (ii) 農業協同組合法(昭和22年11月19日法律第132号)に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (4) (7)から(ii)までに掲げるもののほか、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (ii) 駐車場法(昭和32年5月16日法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び専らこれの用に供する自動車又は自転車の駐車場所(以下これらを「駐車場」という。)への円滑な誘導に特に必要と認められること。

2の(2)のアの表を次のように改める。



ア 許可地域等における許可の基準

区分	特例基準		
	(1)のアの(ア)から(エ)までに掲げる店舗		(1)のアの(オ)に掲げる施設
	店舗面積が3000平方メートル以上のもの	店舗面積が500平方メートルを超え、3000平方メートル未満のもの	
(イ) 数量	敷地に接する道路（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）ごとに2基以下とすること。ただし、駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物（以下これらを「駐車場表示広告物等」という。）は、基数に算入しないことができる。	2基以下とすること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。	2基以下とすること。ただし、駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。
(ロ) その他の表示方法	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下とすること。</p>	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下とすること。</p>	<p>a 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインを使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。</p> <p>b 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の4分の1以下とすること。</p>



兵庫県告示第1100号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
羽安地区-2	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及び字水田の各一部	別図のとおり	平成22年10月29日

羽安地区－3	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ前、字筋違、字横長、字森ノ下、字山ノ下及び字水田の各一部	同 上	同
羽安地区－4	西脇市羽安町字中曾根及び字大嶋の各一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び西脇市建設経済部都市住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成22年10月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人荒牧みどり推進協議会

イ 代表者の氏名 西 田 健 嗣

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荒牧南2丁目15番23号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会と共に環境保全・維持活動に関する事業を行い、みどりと人が共生する住みよい街づくり・スペースづくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成22年10月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ピータンハウス

イ 代表者の氏名 高 島 恵津子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区海運町3丁目1番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々及び地域住民に対して、社会参加と地域交流に関する事業を行い、人々が互いに尊重しあい、共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成22年10月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エフエムわいわい

イ 代表者の氏名 神 田 裕、日比野 純 一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区海運町3丁目3番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神・淡路大震災の経験をもとに、人種、民族、国籍、言葉、宗教、年齢、性、障がいのあるなしに関係なく、一人ひとりの市民が自分らしく生きていけるように、コミュニティ放送などのコミュニティメディアを活用して、声なき声を社会に伝えるとともに、社会の寛容性と多様性を促進し、神戸市長田区から豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成22年10月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人元気ファーマいながわ

- イ 代表者の氏名 秋 澤 亮 一  
 ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町松尾台4丁目2番地60  
 エ 定款に記載された目的

この法人は、猪名川町民等に対して、遊休農地の活用による農園運営事業、農業に親しむ養成講座事業及び地域の緑化推進事業等を行い、健やかに生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



#### 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成22年10月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請受付年月日 平成22年10月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称 特定非営利活動法人休所
  - (2) 代表者の氏名 阪 田 いずみ
  - (3) 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町口里186番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、宅老所にて、要介護認定者に対する指定通所介護サービスの提供と、介護者の緊急時における夜間の介護サービスの提供を家庭的な雰囲気の中で安心して癒される空間のもとで提供し、一人ひとりのニーズに応えられる福祉活動に関する事業を行い、広く公益に貢献することを目的とする。

### 病 院 局 公 告

#### 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立がんセンター院長 西 村 隆一郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
県立がんセンター冷却塔更新工事
  - (2) 工事場所  
明石市北王子町13-70
  - (3) 工事概要  
工種 管工事  
冷却塔 2基
  - (4) 施工期間  
着工の日から平成23年3月22日（火）まで
  - (5) 最低制限価格  
有
  - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
  - (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

## (8) 契約締結予定日

平成22年12月上旬予定

## (9) 支払条件

ア 前払金 無

イ 部分払 無

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

## (1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成22年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級（平均工事成績が75点以上の者に限る。）及びBの等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 鷲尾建築設計事務所

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

平成22年10月29日（金）から同年11月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒673-8558 明石市北王子町13-70

県立がんセンター総務部経理課

電話番号 (078) 929-1151

5 入札参加資格確認資料の交付

(1) 交付期間

平成22年10月29日（金）から同年11月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成22年10月29日（金）から同年11月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成22年11月1日（月）から同月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成22年11月16日（火）から同月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成22年11月25日（木）午後4時

(2) 入札及び開札の場所

明石市北王子町13-70

県立がんセンター 本館2階 会議室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるところがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

## (7) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入する。

## (4) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室

名を明示する。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内(兵庫県の休日と定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

##### ア 提出部数

1部

##### イ 提出資料等

###### (7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

###### (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

###### a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

###### b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

##### ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立がんセンターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立がんセンター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

### 収 用 委 員 会 告 示

#### 兵庫県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。  
平成22年10月29日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称  
神戸市
- 2 事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業3. 3. 13号山手幹線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成22年10月26日



4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

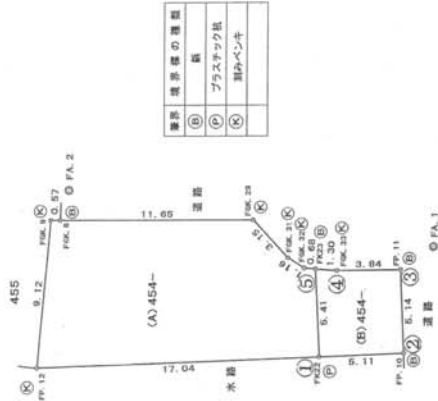
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目	公簿地積 m <sup>2</sup>	実測地積 m <sup>2</sup>	収用に係る面積 m <sup>2</sup>	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神戸市 灘区 神前町 三丁目	454番	宅地	119.00	163.86	26.81 (注1)	吉岡 幸雄	神戸市東灘区本山中町 1丁目4番3号	吉岡 和世	神戸市東灘区本山中町 1丁目4番3号	使用借権

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③④⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

土地所在図

地番 (A)454-  
(B)454-

土地の所在 神戸市灘区神前町三丁目



座標表 (世界測地系)

地番	(A)454-	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)	Yn	距離
測点	FP.12	-142110.721	82349.761	-1491518.871232		17.04
	FK22	-142126.011	82355.926	-1143182.608806		5.41
	FK23	-142124.902	82360.950	219821.375550		0.68
	FK.32	-142124.942	82360.782	147619.964472		1.16
	FK.31	-142122.806	82361.051	320466.849441		3.15
	FK.29	-142120.051	82362.893	1133885.817831		11.65
	FK.8	-142109.039	82358.790	951408.742080		0.57
	FK.9	-142108.499	82358.608	-138527.178656		9.12
			積面積	274.086580		
			地積	137.043400		
			地積	137.04	m <sup>2</sup>	

地番	(B)454-	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)	Yn	距離
測点	FK22	-142126.011	82355.926	-657961.398650		5.11
(1)	FP.10	-142131.377	82357.775	-237272.749775		5.14
(2)	FP.11	-142126.492	82362.560	453882.430720		3.84
(3)	FK.33	-142126.865	82361.272	402745.620080		1.30
(4)	FK23	-142124.902	82360.950	-61441.268700		5.41
			積面積	53.823675		
			地積	26.8168375		

総計 163.8621775 m<sup>2</sup>

引張点表

FA.1	補助基準点	X座標	Y座標
	補助基準点	-142120.926	82364.537
FA.2	補助基準点	X座標	Y座標
	補助基準点	-142108.926	82360.717
境界点	点	FA.1	FA.2
FK22		9.63	18.32
FK23		7.27	15.07

基本三角点等の種類及び座標値 (世界測地系)

測点名	X座標	Y座標	種類
10A89	-142160.931	82336.568	市区多角点
10A90	-142205.760	82159.373	市区多角点
FA.1	-142130.925	82364.537	補助基準点(板)
FA.2	-142108.926	82360.717	補助基準点(板)

## 教 育 委 員 会 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年10月29日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 野 村 道 彦

## 1 調達内容

## (1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」第2種中間検査及び整備一般工事 一式

## (2) 工事の内容及び仕様等

総トン数499トンの実習船「但州丸」の第2種中間検査及び整備一般工事

仕様は入札説明書による。

## (3) 履行期限

平成23年3月24日(木)

## (4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港(香住港)から250マイル以内の請負造船所

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成17年4月1日以降に、国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数450トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 総トン数499トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック(乾船渠)を所有する者であること。

## 3 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 山崎

電話 (0796) 36-1181 FAX (0796) 36-1182

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年10月29日(金)から同年11月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成22年10月30日(土)から同年11月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成22年12月10日（金）午後2時 兵庫県立香住高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記3(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成22年12月9日（木）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年12月8日（水）正午までに兵庫県立香住高等学校に納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成22年11月12日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、持参又は郵送等により、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年12月中旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、4(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書に示す船舶の検査・修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Michihiko Nomura, Principal of Kasumi Senior High School, Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

The second class intermediate survey and repair services of the fisheries training vessel  
TANSHU-MARU 1 set

## (3) Contract fulfillment period:

March 24, 2011

## (4) Contract fulfillment place:

Dockyard near (250 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 12, 2010

## (6) Deadline for tender:

14:00 December 10, 2010 by direct delivery;

17:00 December 9, 2010 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Takahiro Yamasaki, Administrative Office, Kasumi Senior High School

40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563

TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第326号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年10月29日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

## (2) 実施期日

## ア 新規取得講習

平成22年12月6日（月）から同月10日（金）までの5日間

## イ 追加取得講習

平成22年12月9日（木）及び同月10日（金）の2日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、12月10日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成22年11月4日(木)から同月17日(水)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166